

令和6年第10回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年10月8日（火）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名	役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市	松永 年實	○		
		麻 隆司	○		
		笹本 育司	×		
				松本 武博	○
	西浦	塩田 勝則	○		
		高橋 寛	○		
		井口 優	○		
				辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○	
			植野 純央	○	
			吉田 隆美	○	
				吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○	
				尼丁 正寄	×
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○	
			松本 忠久	○	
	丹比		大谷 章	○	
			小池 良夫	○	
				大谷 憲央	○

出席委員 (農業委員 13名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 1名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局 金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第 23 号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2 件
・報告	第 24 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1 件
・議案	第 21 号	農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
・議案	第 22 号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1 件
・議案	第 23 号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく 事業計画について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	みなさんこんにちは、定刻となりましたので、ただいまより 令和6年第10回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立して おりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	みなさま、こんにちは、 ここにきまして雨が多くなりまして、暑さも少しましになったと思います。今年 は30度を超える真夏日が近畿地方で90日以上あったということでこれも地球温暖化が 影響しているせいかなということで、かなり農作物にも影響が出ているのではないかと 思っております。また10月に入りまして、この時期は農機具の事故が起きると聞いて おりますので、慌てず急がず、農作業の方実施していただきたいと思います。また今月 に入りまして、古市地区、西浦地区、丹比地区の方でだんじり祭りが開催されるそう でございますが、地域の方は何かと慌ただしくなりますが十分楽しんでいただきたいと 思います。 それと、今月24日には大阪府の農業委員会大会が開催されますが行かれる方は忙し い時期ではございますが何卒よろしくお願いいたします。 それでは、案件の概要の説明を、よろしくお願いしたいと思います。
事 務 局	ありがとうございました。 それでは、令和6年第10回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 初めに、報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 高鷲地区2件です。 次に、報告第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について 埴生地区1件です。 次に、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 西浦・駒ヶ谷地区1件、西浦地区1件の合計2件です。 次に、議案第22号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 古市地区1件です。 最後に、議案第23号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について 丹比地区1件です。 以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が3件、議案案件が4 件の合計7件となります。 なお、本日欠席の委員は古市地区の笹本委員、埴生地区の尼丁委員です。 それでは議長よろしくお願い致します。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことに

	ご異議ございませんか。
全 委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を高岡副会長と井口委員にお願いしたいと思います。 それでは、報告第23号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届けとなります。 1件目です。位置図①5条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、島泉三丁目40番1 地目は、田 面積は、426㎡ 譲渡人・譲受人については、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。 現地確認委員は、奥野会長です。 2件目です。位置図②5条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、恵我之荘六丁目58番2 地目は、田 面積は、347㎡ 恵我之荘六丁目59番1 地目は、田 面積は、497㎡ 譲渡人・譲受人については議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。 現地確認委員は、松本忠久委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がありませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。 続きまして、報告第24号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご説明させていただきます。 これは、生産緑地を除外したいという意向のもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を行うことを目的に、農業の主たる従事者であったことの証明を行うものです。 位置図③従事者証明をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 買取り申出生産緑地は、伊賀一丁目361番の一部です。地目は、田 面積は、1,391㎡のうち600㎡となっております。 この600㎡は元々生産緑地がこの面積で指定されておりましたので、一筆の内一部となっております。 買取り申出者、申出事由の生じた者、申出事由については、議案書のとおりです。

	事由が生じた日は、令和6年8月1日です。現地確認委員は 高岡副会長です。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたのでご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員、承認願います。
奥野議長	つづきまして、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第21号農地法第3条の規定による許可申請につきまして2件続けてご説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 1件目です。地図④3条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区と駒ヶ谷地区になります。 申請地は、羽曳野市広瀬108番1 地目は、田 面積は、1,039㎡ 羽曳野市壺井53番1 地目は、田 面積は、368㎡ 羽曳野市壺井54番1 地目は、田 面積は、749㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地は、羽曳野市立西浦東小学校に近接している、市街化調整区域内にあります。譲受人は、高齢により農作業が年々体力的に厳しい状況で、娘である譲受人に農業の後継者として、農地の所有権を移転するために今回申請をされました。 現地確認においては、水稻をされており間もなく稲刈り間近を感じる程稲穂が実っておりました。今後も水稻を計画されており、耕作においては両親も支援を行うとの事。機材については、耕運機等揃っており、通作は軽トラックで5分圏内です。今回の申請内容で営農については、問題はないと判断しています。 現地確認委員については、壺井番地の飛地がありますが、広瀬地内に位置しますので、塩田委員にお願いしています。 2件目です。地図⑤3条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 申請地は、羽曳野市蔵之内824番 地目は、田 面積は、2,218㎡です。 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地は、南阪奈道路の南側にある市街化調整区域内にあります。農地の所有者は譲渡人とその妻との共有名義です。今回の申請で譲受人である子供2人に父親である持分を移転するものです。譲渡人は羽曳野市その他、堺市や河内長野市にも農地を所有され、居住地で、世帯で農業経営をされている資料も提出されています。また子供2人は、飲食店を営んでおり、今まで水稻で収穫した米を食材として利用されています。譲受人は、従事日数は150日以上、農作業は父親を手伝い経験を積んでおります。通作については、自宅から12km、車で30分です。機材については田植え機やトラクターを所有しており、それらを運搬する車両も所有しています。以上を勘案して営農において支障はないと判断しております。

	説明は以上です。ご審議願います。
奥野議長	1 件目の西浦、駒ヶ谷地区の農地法第 3 条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	現在、譲受人は譲渡人の娘さんで、同居されています。お孫さんもお手伝いされていて、ご主人も定年になったら水稻を作るということで、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1 件目の西浦、駒ヶ谷地区の農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	2 件目の西浦地区の農地法第 3 条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	これは、名義変更だけなので問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2 件目の西浦地区の農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	続きまして議案第 22 号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 22 号農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。地図⑥利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は、誉田 1 5 0 5 番 地目は、畑 面積は、1, 7 2 8 m²です。 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりです。 契約期間は令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 1 1 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間です。 現地については、駒ヶ谷地内にある誉田地番の飛地に位置しており、市街化調整区域内の農地です。 この案件は、令和 6 年 1 1 月 3 0 日で前回の契約から満期を迎えるので、更新案件でございます。更新について前回と同条件で双方合意をされています。転借人は、この申請地の他、利用権設定にて農地を借りておられブドウの栽培をされています。また、周辺農地からの苦情等も特にありませんので、更新後も農地を営農計画に沿って有効に利用されると判断しており、問題は無いと考えています。 現地確認委員は植野委員です。 説明は以上です。
奥野議長	古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	9 月 2 7 日に現地の確認に行っていました。一重ハウスで大粒のブドウ栽

	培をやっているということでございます。継続案件ですので、特に問題はないと思われます。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	議案第23号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第23号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画についてご説明させていただきます。 本件は、羽曳野市長から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律いわゆる都市農地貸借法に基づく事業計画に係る審議依頼がありましたので、これに対して意見を提出するものです。地図 ⑦都市農地をご参照ください。 申請地は、羽曳野市河原城713番、地目は、田、面積は、694㎡ つづきまして、羽曳野市河原城756番、地目は、田、面積は、1,133㎡です。 所有者、賃借権等の設定を受けようとする者は議案書のとおりです。 設定する権利は、賃借権となります。 貸付期間は、令和6年10月10日から令和7年10月9日までの1年間となります。 作付け予定作物は、地元野菜ということで、収穫の50%以上を自社店舗及び羽曳野市の道の駅等で販売される予定です。借り手の法人は、今回の事業を令和4年度より単年契約申請され、特段周辺地域から苦情等無く、実績をつんできております。これによって、適正に管理がされていることを市長部局である農とみどり推進課より確認がとれております。また、農機具の所有状況につきましては、耕運機、草刈機、軽トラックを自社で持っておられます。以上のことから、本事業計画は認定基準に適合しており、農地としての有効利用が期待できるものと考えます。 説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。
奥野議長	丹比地区の事業計画を決定することについて地元委員いかがですか。
地元委員	ここは1年ごとの契約で、今年3年目になります。異議はありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり決定いたします。丹比地区の事業計画につきましては、市長に決定した旨、回答いたします
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：21】